

28西総総第741号  
平成29年1月20日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について（報告）

西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）及び西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）を改正することについて、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

東京都市町村公平委員会への加入及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の一部改正が必要となったため、条例改正案を3月議会に提出します。

2 条例改正案の概要

(1) 東京都市町村公平委員会への加入に伴う条例改正

平成29年4月1日から、現行の「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会」を廃止し、都内の市町村及び一部事務組合が共同設置する「東京都市町村公平委員会」に加入することに伴い、条例で定める市の実施機関のうち「公平委員会」を削除するものです。

なお、条例改正前までに公平委員会が収集、保管等をした個人情報及び特定個人情報については、改正以降は公平委員会に代わり、西東京市長が条例に基づく開示等の手続を行うことを経過措置として規定します。

(2) 番号法の改正に伴う条例改正

平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成29年5月30日から施行されます。

このことに伴い、引用している番号法の条項にずれが生じることから、条例を改正するものです。